

豊田市ゴルフ場利用券利用規約

(利用規約の趣旨)

第1条 豊田市(以下「市」という。)と「豊田市ゴルフ場利用券取扱ゴルフ場一覧」(以下「ゴルフ場一覧」という。)に記載された各ゴルフ場(以下「取扱ゴルフ場」という。)は、市が発行する「豊田市ゴルフ場利用券」(以下「利用券」という。)をこの利用規約にしたがって取り扱うものとし、利用券の使用者(以下「使用者」という。)は、この利用規約に従って取引をするものとする。

(利用券の利用方法)

第2条 使用者は、取扱ゴルフ場において、利用券1枚につき、3,000円として代金の支払いに使用できるものとします。使用者は利用券に必要事項を記載の上、取扱ゴルフ場に利用券を渡してください。

- 2 ゴルフ場一覧に記載の利用条件に反する利用はできません。
- 3 利用券の額面に満たない使用のときは、つり銭をお返しすることはできません。
- 4 利用券には、有効期限があります。券面記載の有効期限内に使用してください。有効期限を過ぎますと使用できません。
- 5 取扱ゴルフ場や利用条件は、予告なく変更になることがあります。
- 6 利用券は、各ゴルフ場の予約等を確約するものではありません。予約やプレーについては、各ゴルフ場の利用規約や指示等に従ってください。

(利用券の無効)

第3条 次の場合は、利用券を使用することはできません。

- (1) 豊田市長印がないとき。
- (2) 有効期限や寄附者氏名を修正する等、利用券が複製、偽造、変造されたものであるとき。
- (3) 使用者が利用券を違法に取得したとき、または違法に取得された利用券であることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。
- (4) 豊田市暴力団排除条例に基づく暴力団員、暴力団関係者が使用するとき。

(利用券の再発行)

第4条 利用券は、いかなる場合においても再発行できません。

(返金及び換金の禁止)

第5条 利用券を使用しなかった等、いかなる場合においても、市は返金できません。また、利用券は現金と引換えはできません。